



《会計・税務の知識》公益法人等の収益事業課税

新しい公益法人制度が施行され、公益事業への該当性判断等にあたって、公益法人等の事務局の方にとっては事業の整理や見直しをする機会や、新規で事業を始めることを検討している場合があるかと思えます。

本稿では、公益法人等が所得課税の対象となる収益事業について説明します。

1. 公益法人等への収益事業課税

法人税法では、内国法人である公益法人等の所得のうち、収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、法人税を課さないとしています。

公益的活動に対しても課税されてしまうと、活動原資が損なわれ、公益的活動を阻害する恐れがあるためです。しかし、公益法人等が普通法人と同質の役務提供等により対価性のある取引をした場合には、担税力があるものとして課税することとしています。

2. 収益事業課税の対象となる法人

収益事業課税の対象となる法人は以下の通りです。

①法人税法別表2に掲げる公益法人等

公益財団法人・社団法人、一般財団法人・社団法人（非営利型）、学校法人、社会福祉法人など

②特例民法法人

③NPO法人、政党法人等、人格のない社団等

※本稿ではこれらを総称して公益法人等としています。

3. 収益事業とは

収益事業とは、(1)販売業、製造業その他の政令で定める事業で、(2)継続して行われるものであり、(3)事業場を設けて行われるものをいいます。担税力を生じさせる対価取引で継続性があることを収益事業の本質として、このように収益事業の範囲を設定しています。以下、それぞれの項目について説明します。

(1)販売業、製造業その他の政令で定める事業

物品販売業、不動産販売業や出版業など、34種類の事業が列挙されています。

また、出版業を行う公益法人等が、出版物に掲載する広告を引受けるというような、事業に付随して行われる行為も収益事業に含まれます。

(2)継続して行われる事業

事業の期間や反復して行われる事業であるか等は、事業の態様に応じて継続性があるかを判断することとなります。

(3)事業場を設けて行われる事業

事務所等の活動の拠点となる場所が常時ある場合はもとより、必要に応じて事業活動の場所を設けて行う事業も含まれます。

4. 収益事業から除外される事業

上記3. (1)における収益事業の範囲の34種類の事業に該当しても、収益事業から除外されるものがあります。

収益事業から除外されるものは、事業の種類ごとに個別に除外されるもの（個別除外）と、事業の種類に関係なく除外されるもの（全部除外）があります。

(1) 個別除外

個別除外に関して大別すると以下のようになりますが、除外対象となるものは細かく定められており、34種類の事業ごとに判断することとなります。

①特定の法人が行う特定の事業

②国等に対する一定の事業

③社会通念上課税になじまない事業

④その他

(2) 全部除外

以下のものは、全ての事業について共通して収益事業から除外されます。

①公益社団・財団法人の公益目的事業

新制度において公益法人に移行した場合、公益目的事業に該当するものは、収益事業から除外されます。したがって、一般社団・財団法人へ移行した場合よりも所得課税される範囲が小さくなります。

②身体障害者等が従事者の半数以上となる事業

③母子福祉団体が行う一定の事業

④保険契約者保護機構が行う事業

5. おわりに

公益法人等は、収益事業を行っていることとなれば、毎年確定申告と納税をしなければなりません。したがって、事務コストと納税コストを考慮すると、収益事業に該当するか否かの判断は法人運営にとっても軽視できません。新規で開始する事業がある場合には、その事業が収益事業に該当するか否かを慎重に判断する必要があります。

また、公益法人等が収益事業を行っていない場合には所得課税されませんが、その他の支払うべき税金については整理しておく必要があります。

(担当：山田 慶)